

申請期限延長のご案内

広島県賃上げ環境整備支援事業補助金

令和7年度の広島県最低賃金額の改定が、令和7年11月1日となることが決定しました。

これに伴い、「広島県賃上げ環境整備支援事業補助金」の県への申請期限等を延長します。

変更点

- 業務改善助成金の広島労働局への申請期限

R6.12.28～R7.9.30 ⇒ R6.12.28～**R7.10.31**

- 業務改善助成金の交付額の確定期限

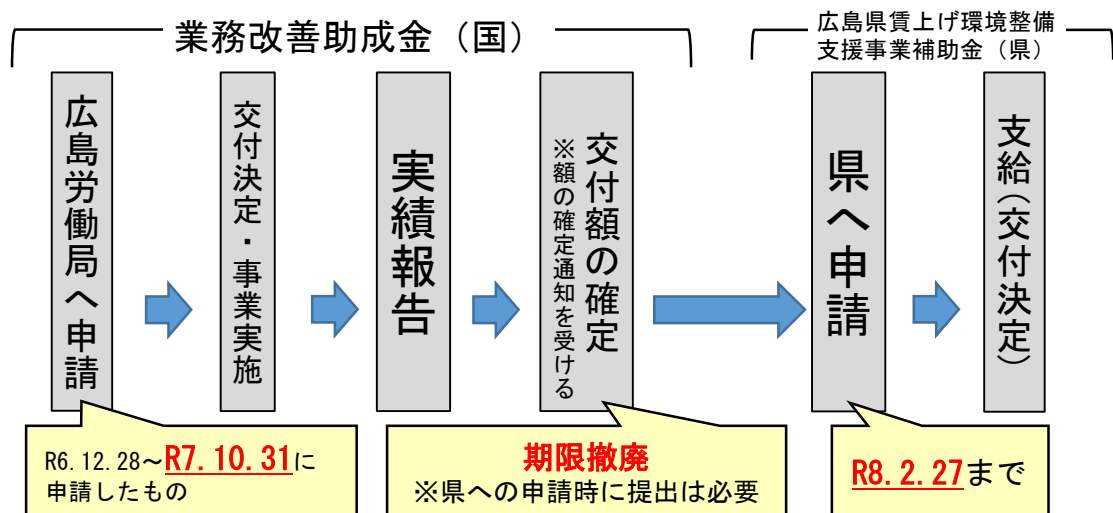
R7.12.28 ⇒ **期限撤廃**

(※県への申請時に額の確定通知の写しの提出が必要です)

- 広島県賃上げ環境整備支援事業補助金の申請期限

R8.1.30 ⇒ **R8.2.27**

申請の流れ (変更後)



●補助金の概要

賃金の引き上げと、生産性向上に資する設備投資等に取り組み、国の業務改善助成金の支給を受けた県内の中小企業等の皆様に対し、上乗せで補助金を交付します。

●補助対象者

次の①～③のいずれにも該当する者

①県内に事業所を有する中小企業等

②令和6年12月28日から令和7年10月31日までの間に

広島労働局へ業務改善助成金の申請を行った者

③業務改善助成金の交付額確定の通知の写しを

県への申請時に提出できる者

●補助率

業務改善助成金交付確定額の1/10

詳細・申請様式はこちら
(広島県ホームページ)



○お問い合わせ先

広島県 商工労働局 雇用労働政策課 労働環境整備推進グループ

〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL.082-513-3411 FAX.082-222-5521

E-mail:syokoyou@pref.hiroshima.lg.jp

